附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用の区間	供用開始の期日
四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六六番一から香川県木田郡三木町大字池戸字穴田一七〇五番三まで	平成二十九年十一月二十一日〇時

○国土交通省告示第千百五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4583号	降下式乗込装置	RFD－Toyo　RFD Limited　TES型		最大使用高さが25メートルの仕様を追加

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田下中野字諏訪腰七〇七番五から同市吉田下中野字筒中才三八八番三まで	前	一〇・五九～一六・二六メートル	〇・一〇五キロメートル
	後	一〇・五九～一六・二六メートル	〇・一〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市吉田下中野字諏訪腰七〇七番五から同市吉田下中野字筒中才三六五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十日

○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号及び三百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香川県仲多度郡まんのう町追上字林ヶ谷三四六番一から同町追上字向江三一四番二まで	前	三五・五九～六〇・三八メートル	〇・一三六キロメートル
	後	五三・三五～七七・〇三メートル	〇・一三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
荒尾市万田字境崎一五七八番一から同市原万田字浦田八三九番二一まで	前　A	一五・〇〇～三七・〇〇メートル	一・五六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一五・〇〇～三七・〇〇メートル	一・五六〇キロメートル	
	後　B	一三・八〇～五一・一九メートル	一・六七九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字川下一三八八番二から同市牛根境字芦戸一三一九番一一まで	前	一〇・七二～一四・三五メートル	〇・三四〇キロメートル
	後	一二・三一～一五・二〇メートル	〇・三四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所